

技第569号
平成29年12月4日

岐阜県関係団体の長 様

岐阜県 県土整備部長

県発注工事における社会保険等未加入対策について（通知）

本県におきましては、現在、建設業の持続的な発展に必要な若手人材の確保等の観点から、建設業者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）未加入対策に取り組んでいるところですが、国土交通省では、既に全ての下請け業者を原則社会保険等加入業者に限定する取り組み等が行われています。

今般、各都道府県に対して、国の取り組みを参考としてさらに対策を進めるよう通知があったことを受け、本県においても、これに準じ下記のとおり実施することとしますので、お知らせします。

記

- 1 平成30年1月1日以降に契約締結を行う建設工事について
 - (1) 一次下請負に限らず、全ての下請負人に社会保険等の加入を求めます。
 - (2) 次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入であっても下請負人とすることが可能です。
 - 一 一次下請負人 各条件のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に社会保険に加入し、その事実を確認できる書類を発注者に提出した場合
 - 二 二次以下下請負人 各条件のいずれかに該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者が受注者に対して、社会保険加入の事実を確認できる書類の提出を求めた日から、原則30日以内にその事実を確認できる書類を発注者に提出した場合
 - (3) 契約に違反した受注者に対して次の措置を行います。ただし、本制度周知のため、二次以下下請負人の社会保険等未加入が原因による受注者の契約違反については、当該措置を実施しません。
 - ・資格停止措置
 - ・工事成績評定の減点

- 2 平成30年7月1日以降に契約締結を行う建設工事について
 契約に違反した全ての受注者に対して次の措置を行います。
- ・資格停止措置
 - ・工事成績評定の減点

【問合先】

監督員の指導、工事成績評点の減点に関すること			
所 属	県土整備部 技術検査課 検査係		
検 査 監	川 田		
電 話 番 号	058-272-1111 内線2286		
加入対策手続きに関すること			
所 属	県土整備部 技術検査課 建設技術係		
係 長	小 原	担当者	豊 田
電 話 番 号	058-272-8513 (直通) 内線2294		
契約約款、未加入業者の通報、資格停止措置に関すること			
所 属	県土整備部 技術検査課 建設業係		
係 長	荒 川	担当者	河 合
電 話 番 号	058-272-8504 (直通) 内線3648		